

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 5 年 1 0 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 1 0 回定例総会議事録

署名委員 中棚 昭三十

署名委員 濱手 薫

奄美市農業委員会第10回定例総会議事録

1. 招集日時 令和5年10月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
		10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚昭三十

4. 欠席委員 1名

2番 泉 義昭

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長 池 秀平 事務局次長 勝 裕美

笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸

住用会計任用職員 朝井 光徳

6. 報告事項

- ・農業新聞購読のお願いについて
- ・利用状況調査について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第65号 非農地の認定について
- 議案第66号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定の合意解約)の決定について
- 議案第67号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第68号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構の合意解約)の決定について
- 議案第69号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は15人、欠席者は1名であります。

総会は成立いたしました。

これから、令和5年第10回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、16番 中棚 委員と 1番 濱手 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第63号から69号までの7件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議長

(岸田 会長)

日程第 3

議案第 6 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第 6 3 号の 3 条許可申請について

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件の申請です。

内訳は売買が 3 件でございます。

2 ページをお開き下さい。

NO. 3 8 は、譲渡人が所有する 4 筆の農地について、名瀬勝原の 1 筆と高増 2 筆は第 1 種農地で、上勝については第 2 種農地であります。

譲渡人の 4 筆の農地の合計は 1, 4 4 5 m²で売買による所有権移転の申請となります。

農地取得後は、さとうきびを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

1 3 ページをお開き下さい。

NO. 3 9 は、破産管財人弁護士による申請であります。

譲渡人が所有する 9 筆の農地については節田字犬川の 2 筆は第 2 種農地でそれ以外の 7 筆については第 1 種農地であります。

譲渡人の 9 筆の農地の合計は 1 1, 2 6 7 m²で売買による所有権移転の申請となります。

また、受人につきましては龍郷町からの農地取得ということで許可後は、サトウキビを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。

3 3 ページをお開き下さい。

NO. 4 0 は、譲渡人が所有する 5 筆の農地について、5 筆とも第 1 種農地であります。

譲渡人の 5 筆の農地の合計は 8, 0 8 2 m²で売買による申請となります。

また、農地取得後は、家畜用飼料、サトウキビを栽培する予定であり、規模拡大のためと思われます。

以上3件でございます。

議長

(岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告について、調査報告の前にNo.38にて私の調査報告があるため、議長を会長代理に進行を任せます。

(議長交代)

議長

(榮 会長代理)

No.38につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろしくおねがいします。

それではNo.38について調査報告お願いいたします。

12番

(山田 委員) 譲受人についての説明

農地法3条の規定による許可申請書No.38の件について、調査報告いたします。

譲受人、私と以前調査報告の際、苗字の言い間違いがあったことに対し訂正いたします。

10月17日午前10時に朝戸の工場の方へお伺いいたし、お話しをお聞きいたしました。

譲渡人の所有する奄美市名瀬大字名瀬勝の農地4筆、合計1,445㎡で〇〇万円。

農地を購入した、いきさつについては譲渡人は大阪府堺市に居住していますが農地の管理及び権利を妹さんに任されていた妹も高齢になり農地の管理が行き届かないので以前に農地を購入していただいた譲受人へ頼んで購入していただいたようです。

譲渡人は承認済です。

農地の面積ですが、今度購入する4筆の1,445㎡と3ページの自作地の1-1の13,534㎡と合わせて4ページの1-2の権利取得後の面積の合計が合わないのですが購入する4筆の中の1筆の499㎡が71ページの利用権解除で貸人が譲渡人、貸人〇〇さんが記載されておりました。同時に77ページの利用権設定で貸人、借人で記載されております。利用権設定の面積が差し引かれて、合計が取得後の面積となっております。

<p>名瀬 事務局</p>	<p>その他、譲受人は40年も農業をされている方ですので問題はありませ ん。</p> <p>(勝 次長) 譲渡人についての説明 農地法3条に係る調査報告をいたします。 2ページNo.38の譲渡人が大阪府にお住まいですので10月20日11 時40分頃電話にて申請内容の確認をいたしました。 譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載 内容にも間違いのないと事を確認いたしました。 島に帰る予定もなく、年なので島にいる妹に全部任せてあるとのこと です。 委員の皆様のご審議を宜しくお願い致します。以上でございます。</p>
<p>9 番</p>	<p>(岸田 委員) 土地についての説明 農地法第3条の規定による、No.38の土地について調査報告を致します。 10月24日、名瀬勝宇上勝の場所が事務局でもわからなかったので午 前11時55分に受人へ電話で連絡をとり場所を把握しているとの事 でしたので午後1時に譲受人と現場確認いたしました。 9ページ右上の案内図をご覧ください。上勝は名瀬勝集落中央を走る市 道の突き当たりの横にあり竹林になっており現状では農地として利用 するのは困難と思われませんが譲受人は大型機械で開墾してタンカンを植 えるという事でした。 8ページの位置図をご覧ください。名瀬勝原については現在サトウキビ が植えられていました。高増については1m程のススキが茂っていま した。モアを入れたら問題なく農地として使えると思います。 農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については 別紙のとおりであります。 ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(榮 会長代理) それではNo.38に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。</p>
<p>7 番</p>	<p>(里 委員) 事務局の説明では営農計画書からサトウキビを植え付けるとなってい るが調査ではタンカンとなっている。これはどういう事なのか</p>
<p>9 番</p>	<p>(岸田 委員) これについては当初、畑にサトウキビを植え付ける予定でありましたが、 畑によっては植え付けが出来ない畑があったため、一部の畑はタンカ ンを植え付けすることとなりました。</p>

議長	<p>(榮 会長代理) よろしいでしょうか。 他に質疑はございませんか</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成であります。</p> <p>よって、「議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請, No.38について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。</p> <p>会長の調査報告が終了いたしましたので議長を交代いたします。</p> <p>(議 長 交 代)</p>
議長	<p>(岸田 会長) それではNo.39～40について順次担当調査委員から報告をお願いします。 No.39をお願いします。</p>
笠利 事務局	<p>(竹山 主幹) 譲受人についての説明 農地法3条の規定によるNo.39について調査報告いたします。 10月20日金曜日、午前11時5分に受人と電話にてお話しを聞くことが出来ました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。 渡人との関係は妻の親類とのことであります。 皆様のご審議をお願い致します。</p>
笠利 事務局	<p>(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法3条の規定によるNo.39について調査報告いたします。 10月20日金曜日、午後2時6分に渡人の弁護士と電話にてお話を聞くことが出来ました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。 皆様のご審議をお願いします。</p>
5番	<p>(朝 委員) 土地についての説明 議案第63号の農地法第3条の規定による許可申請書についてNo.39の</p>

土地についての調査報告をいたします。
10月19日午前9時から竹山主幹、岩元推進員と3人で現地を確認しました。
20ページをご覧ください。笠利町大字節田字犬川の2筆の申請地には雑草と雑木が生えていました。すぐに耕作するには難しい状態でした。
21ページをご覧ください。笠利町大字節田字小湊の1筆の申請地につきましては県道に接しサトウキビが植えられていました。
22ページをご覧ください。笠利町大字節田字越次の1筆の申請地につきましては土地改良事業で基盤整備がされておりサトウキビが植えられていました。
23ページをご覧ください。笠利町大字節田字高俣原の1筆の申請地につきましては土地改良事業で基盤整備がされておりサトウキビが植えられていました。
24ページをご覧ください。笠利町大字節田字奥廻しの1筆の申請地につきましては土地改良事業で基盤整備がされておりサトウキビが植えられていました。
25ページをご覧ください。笠利町大字節田字小泊の1筆の申請地につきましては基盤整備はされておりませんがサトウキビが植えられていました。
26ページをご覧ください。笠利町大字手花部字ファイ花の2筆の申請地につきましては土地改良事業で基盤整備がされておりサトウキビが植えられていました。
いずれの土地につきましても周辺農地への悪影響はなく問題ないと思います。
農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりであります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

それではNo.40の調査報告をお願いします。

10番

(土浜 委員) 譲受人についての説明

農地法第3条の規定によるNo.40について調査報告をいたします。

10月23日午前9時に受人に会い話しを伺いました。

今回の申請は規模拡大のため後継者もおり問題ないと思います。

10番

(土浜 委員) 譲渡人についての説明

10月22日午後1時に渡人に会い話しを聞きました。東京で仕事をしていたが母親が体調を壊し入院したので面倒をみるため帰ってきているが農業をやる予定はないので母親と相談して農地を手放すことにしたとの事でした。土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした

10番

(土浜 委員) 土地についての説明

10月23日午前9時に受人立ち合いの下、事務局竹山主幹、推進員の
前田さんと一緒に現地確認をしました。資料の39ページ～42ページ
をご覧ください。2筆はサトウキビ、1筆は牧草が植えられていました。
5, 6年前から受人が利用しているとのことでした。
農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については
別紙のとおりであります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

それでは、No.39～40について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請, No.39～No.40
について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第4

「議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請No.22について」
議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第64号 5条の許可申請について

43ページをお開き下さい。

今月の5条申請は1件で売買となります。

44ページをお開き下さい。

No.22につきましては、渡し人の所有する奄美市名瀬大字仲勝字麦田に
つきましては、平成27年9月の総会にて申請があり、その当時の申請
面積は287㎡で5条許可を受けました。

その後、諸事情により報告書などの提出がなく何もされないままの状況となり今回に至っております。

この件につきましては52ページに顛末書の提出があり詳細が記載されています。

改めて、今回の申請内容といたしましては1筆の農地面積139㎡であります。

当時の1筆の面積を分筆し更に持ち分をそれぞれ夫婦間で、1/2にしております。

申請内容は一般住宅を建設するための売買による所有権移転でございます。周辺地域は都市的整備がされた市街地農地であることから第3種農地であります。

以上1件でございます。

議長

(岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。
それぞれ担当調査委員から報告をお願いします。

12番

(山田 委員) 譲受人についての説明

農地法5条の規定によるNo.22の許可申請について調査報告いたします。

10月17日15時30分頃に市役所の3階ホールにてお会いして聞き取りを致しました。

転用を受けようとしている土地の所在、地目、面積等は記載通りであります。転用計画は記載通りで目的は住宅建設、資金調達も記載通りです。申請書の1、譲受人の欄の説明が45ページに記載されています。譲受人の持ち分がそれぞれ2分の1となっておりますが、2分の1ごと土地の権利を分けて登記をされるのですかと尋ねましたら、そうではなく共同名義人として登記をしますということでした。

被害防除計画、被害防除に関する誓約書、その他の添付書類も添付されています。

これは、私の方で報告すべきか分からないのですが52ページに譲渡人の方の顛末書が添付されています。この土地は平成27年に5条申請が許可になっている土地のようです。

以上、調査報告致します。

ご審議をお願い致します。

1 3 番

(田中 委員) 譲渡人についての説明

議案第64号、農地法第5条の規定による許可申請No.22の譲渡人と土地について調査報告致します。

10月18日午後6時に電話で話しを聞くことが出来ました。

土地の所在等書類の記載内容に間違いのない事でした。譲渡人は東京と奄美を行き来した生活をしており、現在は母親の介護をされているとの事です。現住所の隣が実家だそうです。

1 3 番

(田中 委員) 土地についての説明

48ページをご覧ください。場所は和光町の山手側になります。現在は草が少し生えた程度の空き地になっており、不動産業者の看板で売地となっております。この土地は52ページの顛末書の通り平成27年に5条許可を受けて住宅を建設する予定でしたが介護や身内の不幸が重なり計画が達成できずにいたようです。当初は1筆の土地でしたが、売却するのに広すぎるので分筆して、今回は片方を譲渡するそうです。

残りの土地も現在売りに出ているそうです。

以上、報告いたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.22について質疑に入ります。

質疑はございませんか？

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請No.22について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

日程第5

(岸田 会長)

「議案第65号 非農地の認定についてNo.20～No.21」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

<p>名瀬 事務局</p>	<p>(池 局長)</p> <p>議案第65号 非農地証明願いについて</p> <p>54ページをお開き下さい。</p> <p>今回の申請は名瀬が2件の申請です。</p> <p>55ページをお開き下さい。</p> <p>No.20につきましては奄美市名瀬大字浦上字川内の2筆で1,166㎡の申請であります。</p> <p>58ページの案内図から名瀬から本茶トンネル手前の本茶峠へ行く市道沿いに日の出環境開発株式会社の横の川沿いの上流にある箇所が申請地となります。</p> <p>62ページをお開き下さい。</p> <p>No.21につきましては奄美市名瀬大字大熊字高田の1筆で40㎡の申請であります。64ページの案内図から先月5条申請した土地と隣接した農地であります。</p> <p>また、67ページにつきましては始末書を添付しております。</p> <p>以上2件でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(岸田 会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 それぞれ担当調査委員から報告をお願いします</p>
<p>13番</p>	<p>(田中 委員) 願出人と土地について説明</p> <p>議案65号、非農地申請No.20の願出人と土地の調査報告を致します。</p> <p>10月23日午後2時、願出人と現地近くで待ち合わせ、私と推進員の山下さん、池局長と一緒に会いました。</p> <p>土地の所在等書類の記載内容に間違いのない事でした。</p> <p>場所はタイヨー浦上店を過ぎ、本茶トンネル手前を左に入り、日の出環境開発という会社の奥に位置しています。</p> <p>58ページをご覧ください。</p> <p>申請地左に橋がありますが現在はなくなっており日の出環境開発さんの敷地を通り、川を渡らないと現地にとどり着けないような状況でした。</p> <p>平成18年頃まで願出人の父親が畑にて農業をされていたそうですが、現在は森のような状態です。</p> <p>重機なども入れず、生産性の低い畑であり、農業には向いていない土地</p>

と判断いたします。
以上、報告致します。

1 番

(濱手 委員) 願出人と土地について説明
非農地証明願いのNo. 21の申請者と土地について調査報告を致します。
10月21日、願出人に電話をして10月22日本人と直接面談して話しを聞く予定でしたが旅行から24日しか帰らないということでしたので25日の農業委員会には間に合わないので代理としてこの件について事情を理解し現場に案内出来る方を10月22日午後1時に待ち合わせが出来るようお願い致しました。その結果、〇〇さんと言う方が立ち合い説明してくれました。
この書面に記載してある通りで土地の畑は主にコンクリート道路になっていて作物などが出来る状態ではない事を確認致しました。
念のため〇〇さんの写真を現場で撮影してもらいました。
以上、報告いたします。
皆様のご審議をお願い致します。

議長

(岸田 会長)
これから本案に対するNo. 20～No. 21の質疑に入ります。

それでは、No. 20～21について質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第65号 非農地の認定についてNo. 20～No. 21について」は、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

日程第6

(岸田 会長)
「議案第66号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について」
「議案第67号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題といたします。

なお、議案66号、議案67号において濱手委員、野崎委員の関係者の案件がありますので一時退席の程をお願いいたします。

事務局

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
(池 局長)

議案 66号 農用地利用集積計画（合意解約）の決定についてと
議案 67号 農用地利用集積計画の決定について

70ページの総括表をお開き下さい。

議案 66号合意解約につきましては名瀬地区が2件3筆で1,641㎡、
笠利地区が1件3筆で9,456㎡、合計で11,097㎡となっています。

71ページの終期管理表をご覧ください。

解約の理由につきまして説明報告いたします。

名瀬地区の西仲勝の2筆の解約につきましては今後、農地中間にて契約
をすることからの解約となりました。

また、名瀬勝の1筆の解約につきましては今月の3条申請No.38の売買
により所有者が変わることから譲渡人と解約を行い、また許可後の譲受
人との間での契約を行うこととなっております。

笠利地区による解約理由といたしましては名瀬地区と同様に今後、農地
中間にて契約をすることからの解約となりました。

76ページの総括表をお開き下さい

議案 67号利用権につきましては名瀬地区の1件1筆、499㎡を利用
権設定するものです。契約期間は5年4ヶ月の契約となります。

終期の3月31日となっていることに関しましては植栽しているサトウ
キビの収穫に合わせて契約するものであります。

以上、議案 66号、67号の説明でございます。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
満たしていることを報告いたします

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第66号～67号の決定について」承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第7

議長

(岸田 会長)

「議案第68号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について」

「議案第69号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について」を議題といたします。

なお、議案68号、において中棚委員関係者の案件がありますので一時退席の程をお願いいたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案68号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）合意解約の決定について

議案69号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

81ページの総括表をお開き下さい。

議案68号の農地中間管理機構の合意解約につきましては笠利地区が1件、1筆の955㎡であります。

解約理由といたしましては契約した農地とその周辺において湿田地帯であり作物が植栽できない農地でありことから解約に至ったところです。

85ページの総括表をお開き下さい。

議案69号の農地中間管理機構による利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が4件で貸人3人に対し借り人が2人で4筆、3,426㎡でございます。

笠利地区につきましては30件で貸人7人に対し6人で30筆、70,915㎡でございます。

85ページの総括表における利用権を設定する者の数と受ける者の数が合わないのは作付け作物が重複しているためであります。

以上であります。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、「議案第68号～69号の決定について」承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました
連絡事項等があるようですので、協議会へ移します

< 協議会 >

1. 協議事項
 - ・農業新聞購読のお願いについて
 - ・利用状況調査について
2. その他

議長

(岸田 会長)
正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和5年10月25日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 中棚 昭三十

署名委員 濱手 薫

作成者 池 秀平